

協定項目番号	25 - 17	都市計画事業
<p>1 現行のまま新市に引き継ぐもの</p> <p>(1) 公園</p> <p>(2) 釧路市の都市開発計画及び市街地再開発事業</p> <p>(3) 釧路市営有料駐車場</p> <p>2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 住居表示</p> <p>(2) 公園及び街路樹の維持管理  合併後3年程度で管理体制を統合。  また、類似の公園施設管理条例は統一。</p> <p>(3) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出</p> <p>3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの</p> <p>(1) 交通バリアフリー基本構想</p> <p>(2) 民間土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の認可・許可及び指導</p> <p>4 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの</p> <p>(1) 都市計画マスタープラン  法定手続等を考慮し、新市における総合計画に基づき策定。</p> <p>(2) 緑の基本計画  法定手続等を考慮し、新市における都市計画マスタープランに基づき策定。</p>		